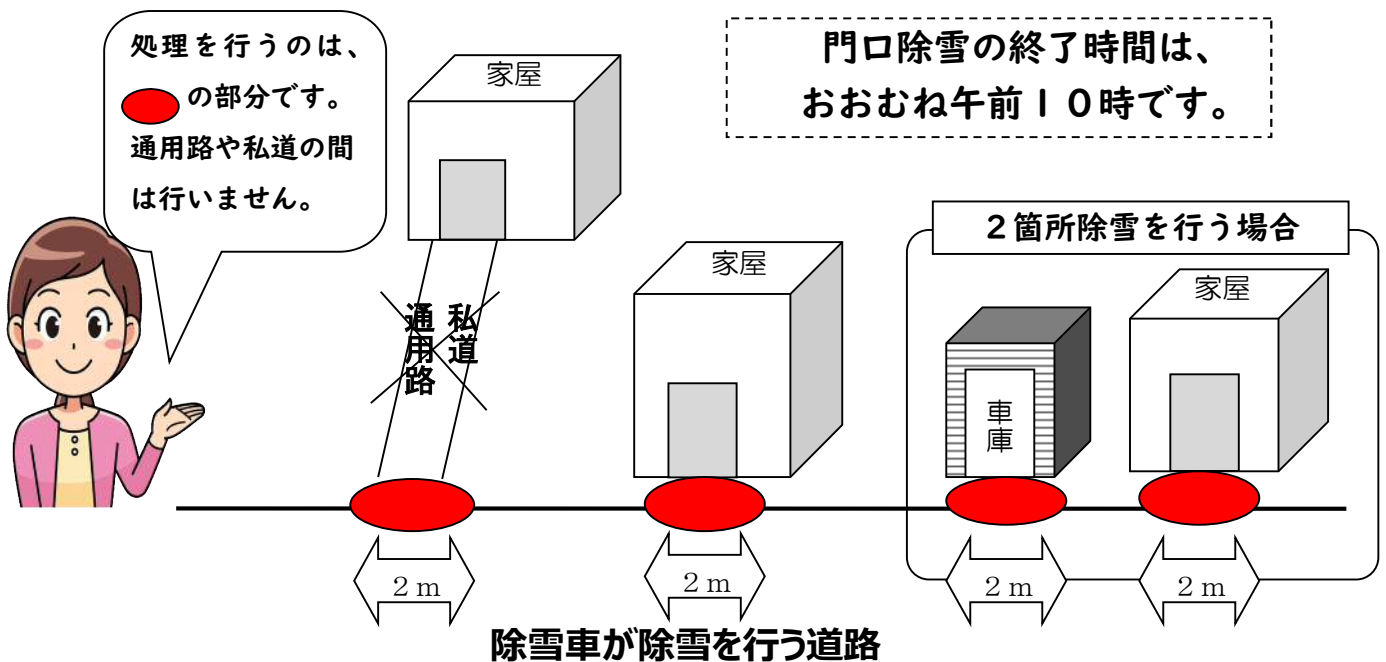


# 令和6年9月2日(月)から 門口除雪サービスの受付をはじめます。

## 1 門口除雪サービスとは？

夜間(早朝)の除雪車による除雪作業後の住宅の門口や車庫前の残雪処理を行います。

国道・道道に面しているかたは、門口除雪の出動基準が市道の基準に合わせているため、国道・道道の除雪されても、市道が除雪されない場合は、門口除雪が実施されない場合もありますので、ご注意ください。なお、除雪範囲は、幅2m以内、1世帯あたり2箇所までです。



- 私道・通用路部分の除雪や排雪作業は行いません。
- 昼間に除雪作業が行われても、本サービスは行いません。
- 車庫前に限り、車両の通行に支障のない範囲内を行います。

## 2 サービスの対象となるかたとは？

国や北海道、芦別市が除雪を行う道路に面する一戸建ての住宅に居住するかたで、次のいずれかに該当するかた

- ① 65歳以上のかたのみで構成される世帯
- ② 重度身体障害者(1級、2級)のかたのみで構成される世帯
- ③ ①、②に該当するかたのみで構成される世帯

- 公営住宅やアパートなどの集合住宅は、対象となりません。
- 中学生以下のお子さんは世帯に含みません。
- 転出、住所変更及び死亡等により対象ではなくなった場合は、利用の取消しになりますので届出してください。

### 3 利用手数料

区分	利用手数料（1箇所）	利用手数料（2箇所）
市民税 課税世帯	15,000 円	30,000 円
市民税 非課税世帯	7,500 円	15,000 円
生活保護世帯	3,750 円	7,500 円

- 利用手数料は11月から3月までの5か月分です。
- 市民税非課税世帯で、その世帯の収入合計が生活保護基準を下回る場合は、申請により利用手数料を減免される場合がありますので、申込みの際にご相談ください。
- 納付後の利用手数料は、返還しません。

### 4 実施期間

令和6年11月1日から令和7年3月31日まで（5か月間）

令和6年度の門口除雪より除雪期間が12月～3月（4カ月間）から11月から3月まで（5カ月間）の除雪期間に拡大されました。

### 5 申込方法<申請書等への押印は必要ありません。>

令和5年度に、門口除雪サービスを申請されたかたで、世帯構成員や除雪箇所などに変更がない場合につきましては、改めて申請手続きが不要となるよう制度の見直しを図りました。

つきましては、対象となるかたには、別途郵送にて個別にお知らせを送付していますので内容を確認ください。

新規申請、除雪箇所の変更などある場合につきましては従前と同様の取り扱いとなりますので次の申込み方法をご確認ください。

1. 受付期間：**令和6年9月2日**（月）から**9月30日**（月）土日祝日を除く  
午前8時30分～午後5時15分

※代理のかたが申請することも可能です。

2. 受付場所：介護高齢課 地域包括支援係（旧消防庁舎内）

3. 受付に必要なもの

- ① 利用手数料の口座振替をご希望のかた  
『口座番号のわかるもの』と『届出印』

対象金融機関：北洋銀行、北海道銀行、北門信用金庫、北海道労働金庫、ゆうちょ銀行

- ② 緊急連絡先情報（氏名・住所・電話番号）  
③ 身体障害者手帳（世帯員の中で1・2級をお持ちのかた全員）

～お問い合わせ～  
芦別市市民福祉部介護高齢課地域包括支援係  
電話番号 直通 0124-27-7752